

建築行政共用データベースシステム連絡協議会

平成27年度第1回企画改善部会・基準法システムWG 議事録(案)

日時：平成27年10月30日(金) 14:00～15:00

場所：一般財団法人日本建築総合試験所

資料：大阪府におけるデータ送受信環境整備状況

指定確認検査機関と特定行政庁との通知・報告配信システム運用ルール(案)

出席：一般財団法人日本建築総合試験所(GBRC) 播磨様、小林様

大阪府住宅まちづくり部建築指導室審査指導課 津田課長補佐、日笠様

事務局(ICBA) 久保(記)

議事：通知・報告配信システム活用について

システム活用のための課題調整

総括：近日データ送信を開始する方向で、準備を進めることとする。

なお、GBRCによる原本郵送件数が月数件であることを考慮し、郵送頻度について柔軟な対応ができないかを大阪府にて確認する。

主な意見等

1. 概要書原本送付の頻度について

・特定行政庁では、データ送信を開始したとしても概要書の原本送付は引き続き必要と思われるが、それを都度郵送したのではメリットがない。一定期間ごとにまとめて送ることが認められるならば、データ送信は可能である。(GBRC)

→運用ルール案では1ヶ月に1度、まとめて送ることとしている。日本建築総合試験所の場合、物件の規模は大きいが件数は毎月数件であると思われるため、1ヶ月よりも頻度を下げる等の柔軟な対応が可能かもしれない。大阪府・堺市・箕面市各々で問題ないか確認の上、連絡する。(大阪府)

2. 概要書の修正方法について

・概要書に対する軽微な修正や建築主変更届が発生した場合の対応は。(GBRC)

→データを再送信する方法もあるが、特定行政庁側の操作が煩雑なため、多くの場合は郵送された変更届等を参照して特定行政庁で直接修正している。(事務局)

→大阪府としては、データを再送信いただくより、建築主変更届等の書類を送ってもらい、データはそれに基づいて府側で修正するほうがよい。(大阪府)

3. 送信データの詳細について

・確認申請書4～6面はデータ入力しているか。(事務局)

→入力していない。高層ビルにおける第5面階別概要の提出枚数は相当な数になるが、それをPDF化して送信することになる。(GBRC)

→通知・報告配信システムで送信できるファイル容量は、1物件あたり5MBである。(事務局)

→大阪府では、これまで送信ファイル容量のオーバーが発生したのは1度だけである。PDF ファイルをモノクロとすれば、ほぼ容量の問題はないと思われる。(大阪府)

・現在、GBRC における概要書の保存方法は PDF か。(大阪府)

→コピー(紙)による保存である。(GBRC)

・概要書原本がカラーの場合、送信する PDF ファイルもカラーとする必要はあるか。(GBRC)

→モノクロでよい。(大阪府)

・外字はどのように対応するのか。(GBRC)

→外字があると特定行政庁側で文字化けが発生する。この場合、PDF ファイルを参照しながら適宜修正することになる。(事務局)

→大阪府では現在、パソコンで入力できる文字に置き換えて対応している。(大阪府)

・「辻」のしんにょうの点が1つであったり2つであったり、PC 環境によって表示が異なる文字がある。このような場合、GBRC ではフォントを変更することで目的の文字姿に切り替えている場合があるが、データ送信ではどのようにするのか。(GBRC)

→データ送信では、フォントの情報は扱えないため、PC 環境による表示の相違は防ぐことができない。ただ、そのような相違の発生するケースは、送信側・受信側どちらかの PC の文字コードが jis2004 (Windowsxp) より古い場合に限られる。(事務局)

4. 今後の進め方について

・GBRC としては、NICE システムのデータ送信機能の使い方を習得する必要があるが、その準備や送信テストはどのようにすべきか。(GBRC)

→データ送信の準備は、NICE システムメーカーに連絡すればただちに対応可能と聞いている。現在のシステム環境を利用したダミーデータによる送信テストは容易ではないため、特定の日時において本番データを送り、正しく届いたかを確認する方法がよいと思われる。(事務局)

・データ送信に伴う特段の文書手交は必要か。(大阪府)

→特に必要はない。(GBRC)

・データ送信を開始した場合、それを「送信実施中の指定確認検査機関一覧」等で公表してよいか。(事務局)

→公表しても問題ない。(GBRC)

以上